

令和5年9月11日（月曜日）決算特別委員会

○出席委員（13名）

2番	佐藤政人	委員	3番	野口康一郎	委員
4番	児玉崇	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	安孫子義徳	委員	7番	太田陽子	委員
10番	渡邊賢一	委員	11番	伊藤正彦	委員
12番	古沢清志	委員	13番	太田芳彦	委員
14番	沖津一博	委員	15番	荒木春吉	委員
16番	阿部清	委員			

○欠席委員（1名）

8番 佐藤耕治 委員

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	齋藤真朗	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	東海林恒	企画創成課長
石橋慶幸	デジタル戦略 課長	小泉尚	財政課長
安彦絵美	税務課長	大江幸範	市民生活課長
菊地正博	防災危機管理 課長	武田新二	建設管理課長
伊藤孝	上下水道課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
白田純一	商工推進課長	布川善久	さくらんぼ観光 課長補佐
小林弘之	福祉国保課長	寺西里衣	健康増進課長
志鎌重美	子育て推進課長	柏倉信一	会計管理者（兼） 会計課長
小林博之	病院事務長	今野育男	学校教育課長
渡邊健一	生涯学習課長	渡辺智昭	スポーツ振興 課長
大沼勇	監査委員	後藤健一郎	監査委員
渡邊昭	監査委員 監事		

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

決算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会
令和5年9月11日(月) 本会議休憩中開議

開 会

- 日程第 1 寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選について
" 2 認第 1号 令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
" 3 認第 2号 令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 4 認第 3号 令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
" 5 認第 4号 令和4年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 6 認第 5号 令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
" 7 認第 6号 令和4年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
" 8 認第 7号 令和4年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
" 9 議第43号 令和4年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
" 10 議第44号 令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
" 11 議案説明
" 12 質疑
" 13 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時48分

- 東海林茂美事務局長 初めての決算特別委員会でございますので、委員会条例第10条第2項の規定によりまして、年長の荒木春吉委員に臨時委員長をお願いいたします。
- 荒木春吉臨時委員長 それでは、初めての決算特別委員会でございますので、委員長が互選されるまでの間、年長の私が委員長の職務を行います。暫時の間、御協力をお願いいたします。

ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

寒河江市議会決算特別委員会
正副委員長の互選について

- 荒木春吉臨時委員長 日程第1、寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

これより、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。委員長の互選については指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

では、私から委員長には太田芳彦委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員長には太田芳彦委員が当選されました。

委員長より就任の御挨拶をお願いします。

○**太田芳彦委員長** ただいま委員長を仰せつかりました太田芳彦です。これから2年間、委員長を務めてまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

これより、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。副委員長の互選については指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

では、私から副委員長には野口康一郎委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、副委員長には野口康一郎委員が当選されました。

副委員長より自席にて就任の御挨拶をお願いします。

○**野口康一郎副委員長** ただいま決算特別委員会の副委員長を仰せつかりました野口康一郎です。委員長をサポートし、職務に取り組んでまいりますので、どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

議 案 上 程

○**太田芳彦委員長** 日程第2、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第10、議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○**太田芳彦委員長** 日程第11、議案説明であります。

初めに、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第6号令和4年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定についてまでの6案件について当局より説明を求めます。柏倉会計管理者。

○**柏倉信一会計管理者(兼)会計課長** おはようございます。

令和4年度寒河江市一般会計及び特別会計決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、1,000円未満の数字は切捨てとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

歳入について御説明いたします。令和4年度寒河江市歳入歳出決算書の3ページ、4ページを御覧ください。

款ごとの収入済額と前年度と比較した増減率を申し上げます。

第1款市税は収入済額が52億1,342万円で、前年度比3.6%の増であります。

第2款地方譲与税は1億3,468万8,000円で、0.5%の減。

第3款利子割交付金は158万7,000円で、49.3%の減。

第4款配当割交付金は1,379万4,000円で、

9.5%の減。

第5款株式等譲渡所得割交付金は968万9,000円で、51.2%の減。

第6款法人事業税交付金は6,668万3,000円で、20.8%の増。

第7款地方消費税交付金は10億4,735万9,000円で、4.2%の増。

第8款環境性能割交付金は1,112万7,000円で、19.4%の増。

5ページ、6ページを御覧ください。

第9款地方特例交付金は5,081万円で、70.8%の減。

第10款地方交付税は48億3,222万4,000円で、2.1%の減。

第11款交通安全対策特別交付金は645万3,000円で、11.4%の減。

第12款分担金及び負担金は9,149万4,000円で、10.2%の減。

第13款使用料及び手数料は7,780万3,000円で、4.4%の増。

第14款国庫支出金は36億9,539万2,000円で、10.7%の減。

第15款県支出金は17億2,541万1,000円で、21.3%の増であります。

7ページ、8ページを御覧ください。

第16款財産収入は4,310万円で、4.4%の減。

第17款寄附金は41億6,702万8,000円で、5.6%の増。

第18款繰入金は26億3,029万5,000円で、13.5%の減。

第19款繰越金は5億3,396万7,000円で、8.9%の減。

第20款諸収入は14億2,072万2,000円で、10.6%の増。

第21款市債は13億1,750万円で、1.3%の減であります。

以上、歳入合計は収入済額270億9,055万1,000円で、前年度比1%の減であります。

次に、歳出であります。9ページ、10ページを御覧ください。

款ごとの支出済額と前年度と比較した増減率を申し上げます。

第1款議会費は支出済額が1億5,995万4,000円で、3.3%の減。

第2款総務費は80億4,686万7,000円で、8.3%の増。

第3款民生費は67億4,564万1,000円で、9.1%の減。

第4款衛生費は23億8,917万2,000円で、37.8%の増。

第5款労働費は2,197万8,000円で、0.1%の減。

第6款農林水産業費は7億9,849万4,000円で、62.8%の増であります。

11ページ、12ページを御覧ください。

第7款商工費は17億8,075万8,000円で、20.2%の減。

第8款土木費は21億2,610万3,000円で、18.5%の減。

第9款消防費は6億2,972万円で、2.2%の増。

第10款教育費は17億9,836万9,000円で、0.1%の増。

第11款災害復旧費は2,787万9,000円で、88.9%の減。

第12款公債費は15億6,504万4,000円で、3.8%の減であります。

以上、歳出合計は支出済額260億8,998万6,000円で、前年度比1.1%の減であります。

13ページを御覧ください。

この結果、歳入歳出差引き残額は10億56万5,000円となり、これより繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源7,374万4,000円を差し引いた実質収支額は9億2,682万1,000円で、前年度比5.4%の増であります。

また、地方自治法第233条の2及び寒河江市財政調整基金条例の規定により、財政調整基金

に4億7,000万円を繰り入れ、残る4億5,682万1,000円は翌年度に繰越しをしております。

次に、認第2号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

14ページ、15ページを御覧ください。

歳入であります。第1款国民健康保険税は収入済額7億989万2,000円。

第4款県支出金29億1,651万3,000円。

第6款繰入金3億2,697万5,000円。

第7款繰越金1億5,973万円などです。

歳入合計は41億1,921万5,000円で、前年度比0.5%の増であります。

次に、歳出であります。16ページ、17ページを御覧ください。

第2款保険給付費は支出済額28億3,422万4,000円。

第3款国民健康保険事業費納付金9億4,456万3,000円などです。

18ページ、19ページを御覧ください。

歳出合計は40億5,203万5,000円で、前年度比2.8%の増です。この結果、歳入歳出差引き残額は6,717万9,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第3号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

20ページ、21ページを御覧ください。

歳入であります。第1款保険料は収入済額3億9,778万8,000円。

第3款繰入金1億3,465万3,000円などで、歳入合計は5億5,639万2,000円で、前年度比3%の増です。

次に、歳出であります。22ページ、23ページを御覧ください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は支出済額5億2,891万8,000円などで、歳出合計は5億4,498万6,000円で、前年度比3.1%の増であ

ります。この結果、歳入歳出差引き残額は1,140万6,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第4号令和4年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

24ページ、25ページを御覧ください。

歳入であります。第1款保険料は収入済額9億2,778万9,000円。

第3款国庫支出金11億2,058万7,000円。

第4款支払基金交付金10億9,235万1,000円。

第5款県支出金6億311万2,000円。

第7款繰入金6億3,828万4,000円などです。

歳入合計は46億1,357万8,000円で、前年度比1.6%の増です。

次に、歳出であります。26ページ、27ページを御覧ください。

第2款保険給付費は支出済額39億6,512万3,000円。

第4款地域支援事業費1億6,093万7,000円などであり、歳出合計は44億2,960万円で、前年度比2.7%の増です。

28ページを御覧ください。

この結果、歳入歳出差引き残額は1億8,397万8,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第5号令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

29ページ、30ページを御覧ください。

歳入であります。第1款分担金及び負担金は収入済額1,263万6,000円などであり、歳入合計は2,590万6,000円で、前年度比2.1%の増です。

次に、歳出であります。31ページ、32ページを御覧ください。

第1款介護認定審査会費は支出済額2,018万

8,000円で、歳出合計も同額であり、前年度比1.5%の増であります。この結果、歳入歳出差引き残額は571万8,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第6号令和4年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

33ページ、34ページを御覧ください。

歳入であります。第1款高松財産区は収入済額19万8,000円。

第2款醍醐財産区17万1,000円。

第3款三泉財産区49万7,000円で、歳入合計は86万6,000円で、前年度比26%の増であります。

次に、歳出であります。35ページ、36ページを御覧ください。

第1款高松財産区は支出済額9万1,000円。

第2款醍醐財産区15万4,000円。

第3款三泉財産区41万9,000円で、歳出合計は66万4,000円で、前年度比41.6%の増であります。この結果、歳入歳出差引き残額は20万2,000円となり、これは翌年度へ繰越しをしております。

以上、一般会計及び5特別会計の決算の概要について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、事項別明細書及び主要な施策の成果に関する説明書を御覧くださいませようお願い申し上げます。

○**太田芳彦委員長** 次に、認第7号令和4年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について当局より説明を求めます。久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** おはようございます。

認第7号令和4年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

なお、金額につきまして、1,000円未満の数字は切捨てとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書1ページを御覧ください。

決算報告書でございますが、消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出であります。

収入の第1款病院事業収益の決算額は、前年度比3.1%増の20億3,168万4,000円で、支出の第1款病院事業費用の決算額は前年度比0.6%増の19億7,507万2,000円であります。

次に、2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出であります。

収入の第1款資本的収入の決算額は、前年度比41.9%増の1億2,460万円で、支出の第1款資本的支出の決算額は前年度比26.3%増の1億7,041万7,000円であります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,581万7,000円は、欄外下段に記載のとおり損益勘定留保資金などで補填しております。

次に、3ページを御覧ください。

損益計算書であります。これ以降は消費税抜き金額となっております。

1の医業収益は、入院収益及び外来収益、他会計負担金など合計15億6,779万5,000円であります。

2の医業費用は、給与費のほか診療等に係る材料費、施設の維持管理経費及び減価償却費などが主なもので、合計19億3,195万3,000円であります。

3の医業外収益は、他会計負担金や他会計補助金、県補助金など合計4億6,222万2,000円であります。

4の医業外費用は、企業債利息など合計5,941万円であります。

この結果、経常利益は3,865万3,000円となり、5の特別利益、6の特別損失がございませんので、当年度純利益は経常利益と同額の3,865万3,000円となりました。

これから前年度繰越欠損金3,900万2,000円を

差し引いた当年度未処理欠損金は34万8,000円となりました。

次に、4ページを御覧ください。

剰余金計算書及び欠損金処理計算書ですが、先ほど申し上げました当年度未処理欠損金34万8,000円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、5ページを御覧ください。

貸借対照表でございます。

最初に、資産の部、1の固定資産であります。有形固定資産の合計が11億7,920万3,000円で、これに無形固定資産5万1,000円及び投資2,025万3,000円を加え、合計11億9,950万8,000円であります。

2の流動資産であります。現金預金、未収金及び貯蔵品合計4億9,114万円です。

この結果、資産合計は16億9,064万9,000円です。

次に、負債の部であります。1の固定負債は企業債及びリース債務で合計2億5,910万4,000円であり、2の流動負債は未払金、企業債、引当金など合計2億2,922万5,000円です。

3の繰延収益は、長期前受金2億5,899万円から長期前受金収益化累計額1億7,688万6,000円を差し引いた8,210万3,000円となり、この結果、負債合計は5億7,043万4,000円です。

次に、資本の部であります。1の資本金は10億8,250万3,000円、2の剰余金は資本剰余金が3,806万円、欠損金が34万8,000円で、剰余金合計は3,771万1,000円となり、資本合計は11億2,021万5,000円です。

この結果、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は16億9,064万9,000円であり、資産合計と同額となるものであります。

なお、6ページ以降に附属資料を添付しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上、寒河江市立病院事業会計の決算について御説明を申し上げます。よろしく御申し上げます。

○**太田芳彦委員長** 次に、議第43号令和4年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について及び議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての2案件について当局より説明を求めます。伊藤上下水道課長。

○**伊藤 孝上下水道課長** おはようございます。

議第43号令和4年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

金額につきましては、1,000円未満の金額は省略させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

決算書1ページを御覧願います。

決算報告書でございますが、消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益の決算額は、前年度比3.1%減の10億7,878万8,000円で、支出の第1款水道事業費用の決算額は、前年度比2.8%減の9億6,605万9,000円です。

次に、2ページを御覧願います。

資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入の決算額は、前年度比23.1%減の1億5,107万6,000円で、支出の第1款資本的支出の決算額は、前年度比24.9%増の6億55万8,000円です。この結果、収入額が支出額に対して不足する額4億4,948万2,000円は、欄外下段に記載のとおり過年度分及び当年度分損益勘定留保資金などで補填しております。

次に、3ページを御覧願います。

損益計算書でございます。これ以降は消費税抜き金額となっております。

1の営業収益は給水収益が主なもので、合計7億9,895万8,000円です。

2の営業費用は浄水及び配給水費など合計8億8,489万円であります。

3の営業外収益は受託金、長期前受金戻入、他会計補助金など合計1億9,852万7,000円であります。

4の営業外費用は支払利息など合計3,357万2,000円であります。

5の特別利益はございません。

6の特別損失は367万7,000円であります。

この結果、当年度純利益は7,534万6,000円であり、これに前年度繰越利益剰余金5,732万1,000円を加えた当年度末処分利益剰余金は1億3,266万7,000円であります。

次に、4ページを御覧願います。

剰余金計算書でございます。

資本剰余金であります。前年度からの増減はなく、1,584万6,000円あります。

次に、利益剰余金であります。前年度から繰り越した未処分利益剰余金処分後残高5,732万1,000円に当年度純利益7,534万6,000円を加えることにより、当年度末残高は1億3,266万7,000円あります。

この結果、利益剰余金合計年度末残高は9億3,111万9,000円となったところであります。

次に、6ページを御覧願います。

貸借対照表でございます。

先に資産の部であります。1の固定資産と2の流動資産で、資産合計は104億4,634万円あります。

次に、負債の部であります。3の固定負債と4の流動負債及び5の繰延収益で、負債合計は30億3,836万7,000円あります。

次に、資本の部であります。6の資本金と7の剰余金で、資本合計74億797万3,000円あります。

その結果、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は104億4,634万円となり、前に申し上げた資産合計と同額となるものであります。

次に、利益の処分について申し上げます。

戻っていただきまして、5ページの剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

未処分利益剰余金当年度末残高1億3,266万7,000円から利益積立金に1,530万円、建設改良積立金に6,000万円、合計7,530万円を積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めます。

また、処分後残高5,736万7,000円は翌年度へ繰越しとなるものであります。

なお、8ページ以降に決算附属資料を添付してあります。

以上、よろしく御願申し上げます。

続きまして、議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

決算書1ページを御覧願います。

金額につきましては、1,000円未満の数字は省略させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

決算報告書でございますが、消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入の第1款下水道事業収益の決算額は前年度比3.3%減の15億2,020万2,000円で、支出の第1款下水道事業費用の決算額は前年度比4.1%減の14億2,114万2,000円あります。

次に、2ページを御覧願います。

資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入の決算額は前年度比21.7%減の4億8,622万4,000円で、支出の第1款資本的支出の決算額は前年度比11.6%減の10億2,080万3,000円あります。この結果、収入が支出に対して不足する額5億3,457万9,000円は、欄外下段に記載のとおり過年度分及び当年度分損益勘定留保資金などで補填しております。

次に、3ページを御覧願います。

損益計算書でございます。これ以降は消費税抜きの金額となっております。

1の営業収益は下水道使用料、雨水処理負担金が主なもので、合計6億3,000万1,000円であります。

2の営業費用は汚水・雨水施設及び浄化槽に係る維持管理費及び減価償却費などが主なもので、合計12億4,725万6,000円であります。

3の営業外収益は他会計負担金補助金及び長期前受金戻入などが主なもので、合計8億3,512万4,000円であります。

4の営業外費用は支払利息など合計1億3,772万7,000円であります。

5の特別利益はございません。

6の特別損失は292万9,000円であります。

この結果、当年度純利益は7,721万3,000円あります。これに前年度繰越利益剰余金13万8,000円を加えた当年度未処分利益剰余金は7,735万1,000円あります。

次に、4ページを御覧願います。

剰余金計算書でございます。

資本剰余金であります。前年度からの増減はなく3億1,250万8,000円あります。

次に、利益剰余金であります。昨年度から繰り越した未処分利益剰余金処分後残高13万8,000円に当年度純利益7,721万3,000円を加えることにより、当年度末未処分利益剰余金残高は7,735万1,000円あります。

次に、6ページを御覧願います。

貸借対照表でございます。

先に資産の部であります。1の固定資産と2の流動資産で、資産合計は228億5,813万1,000円あります。

次に、負債の部であります。3の固定負債と4の流動負債及び5の繰延収益であり、負債合計192億962万4,000円あります。

次に、資本の部であります。6の資本金と7の剰余金であり、資本合計36億4,850万6,000円

となり、負債と資本の合計、負債資本合計は228億5,813万1,000円で、前の資産合計と同額となるものでございます。

次に、利益の処分について申し上げます。

戻っていただきまして、5ページの剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

未処分利益剰余金当年度末残高7,735万1,000円から減債積立金に2,160万円、利益積立金に5,560万円、合計7,720万円を積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

また、処分後残高15万1,000円は翌年度に繰越しとなるものでございます。

なお、9ページ以降に決算附属資料を添付してございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

質 疑

○太田芳彦委員長 日程第12、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、質疑の際はページ数を示し要点を簡潔に一括して発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されまじよう御協力願います。

初めに、認第1号令和4年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第5款から歳出第7款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款及び歳出第9款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款から歳出第13款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第2号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第3号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第4号令和4年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第5号令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第6号令和4年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第7号令和4年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第43号令和4年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第44号令和4年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○太田芳彦委員長 日程第13、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、認第6号、議第43号、議第44号
厚生文教分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第7号

散 会 午前10時41分

○太田芳彦委員長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。